

令和8年(ラ許)第460号

(原審・東京高等裁判所令和8年(ラ)第1073号)

決 定

東京都新宿区四谷四丁目28番14号パレ・ウルー5階

申 立 人 プレカリアートユニオン

同代表者執行委員長 清水直子こと関口

東京都中野区

申 立 人 清水直子こと関口

申 立 人 稲 葉

上記3名訴訟代理人弁護士 中 野 麻 美

同 中 川 素 充

同 佐 々 木 亮

同 高 橋 寛

相 手 方 株 式 会 社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

理 由

本件申立ての理由によれば、原決定について、民訴法337条2項所定の事項を含むとは認められない。

よって、主文のとおり決定する。

令和8年8月17日

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 谷 口 園 恵

裁判官 菅 家 忠 行

裁判官 品 川 英 基

これは正本である。

令和8年8月17日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 前 田 絵里子

